

安城市監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年6月23日

安城市監査委員 中村誠一

安城市監査委員 辻山秀文

第1 監査の種類 定例監査

第2 監査の対象及び期間

企画部企画政策課 令和2年4月6日から令和2年5月26日まで

福祉部社会福祉課 令和2年4月6日から令和2年5月26日まで

第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、企画部企画政策課及び福祉部社会福祉課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を聴取するとともに前回の定期監査での留意事項等が処理されているかについても注意を払って実施した。

第4 監査の方針

令和2年3月末日までの令和元年度の予算執行事務及び委託契約等の執行事務が適正に行われているか、また備品の保管及び財産の管理が良好に行われているかについて監査した。また、必要に応じて対象期間外のものも監査した。

第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。